

## 東浦町意思疎通支援事業実施要綱

東浦町手話通訳者派遣事業実施要綱の全部を改正する。

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者（地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について」別紙1）別記1-6の5（2）アに規定する「手話通訳者」又は同イに規定する「要約筆記者」をいう。以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、聴覚障害者等の自立及び社会参加の促進に資することを目的とする。

### (事業の内容)

第2条 前条の目的を達成するため、東浦町意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 意思疎通支援者の登録に関する業務
- (2) 意思疎通支援者（第3条第3項の規定により東浦町意思疎通支援者登録台帳に登録された者に限る。以下同じ。）の派遣に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務  
(意思疎通支援者の登録)

第3条 東浦町意思疎通支援者としての登録を希望する者は、東浦町意思疎通支援者登録申請書（様式第1）に、手話通訳者にあつては次の第1号から第3号までに掲げるいずれかの資格を証する書類、要約筆記者にあつては次の第4号から第5号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を添付して、町長に申請するものとする。

- (1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）に基づく手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者
- (2) 愛知県手話通訳者登録試験の合格者
- (3) 前2号に規定するものと同等と認められる者
- (4) 愛知県要約筆記者登録試験の合格者
- (5) 前号に規定するものと同等と認められる者

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を東浦町意思疎通支援者登録決定（却下）通知書（様式第2）により、当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により東浦町意思疎通支援者として決定したときは、東浦町意思疎通支援者登録台帳（様式第3）に登録するものとする。

4 町長は、偽りその他不正な手段により前項の登録を受けた者がいるときは、その者の登録を取り消すことができるものとする。

(意思疎通支援者証)

第4条 町長は、意思疎通支援者に東浦町意思疎通支援者証(様式第4)(以下「意思疎通支援者証」という。)を交付するものとする。ただし、意思疎通支援者が愛知県意思疎通支援者証を所持している場合は交付を省略できるものとする。

2 意思疎通支援者証の有効期間は1年とする。

3 意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務(以下「意思疎通支援業務」という。)を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示するものとする。

4 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに東浦町意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書(様式第5)を町長に提出するものとする。

5 意思疎通支援者は、登録の取り消しの決定を受けたとき、又は登録の取り消しを申し出たときは、意思疎通支援者証を町長に返還するものとする。

(派遣対象者)

第5条 意思疎通支援者の派遣を受けることができる者は、次のとおりとする。

(1) 町内に住所を有する聴覚障害者等

(2) 町内の教育・保育機関、福祉ボランティア団体等(以下「団体等」という。)で、手話普及又は聴覚障害者等との交流を目的とした行事への派遣を希望するもの

(3) その他町長が必要と認める者

(派遣内容)

第6条 意思疎通支援者の派遣は、次に掲げる要件に該当するときに行う。

(1) 聴覚障害者等が公共機関、医療機関等において社会生活上必要な用務等を行うとき。

(2) 聴覚障害者等が社会参加の促進に資すると認められる会議、催事等に参加するとき。

(3) 団体等が主催する行事において聴覚障害者等の参加が確実に見込まれる場合であって、当該行事に参加することが聴覚障害者等の社会参加の促進に資すると認められるとき。ただし、行事の性質上団体等が自らの責任において意思疎通支援者を置くべきと認められる場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣を認めないものとする。

(1) 政治、宗教又は営利を目的とした行事等への派遣を希望する場合

(2) その他町長が適当でないとした場合

(派遣の区域及び時間)

第7条 意思疎通支援者の派遣先は、特に必要がある場合を除き東浦町内とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を県内他市町村に限り派遣することができるもの

とする。ただし、町長は、当該派遣先が遠隔地等の理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、他市町村長の長に登録手話通訳者又は要約筆記者の派遣を依頼するものとする。

3 意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

4 意思疎通支援者の派遣時間は、1日につき8時間以内とする。

(派遣の申請)

第8条 意思疎通支援者の派遣を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の7日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始を除く。）前までに、東浦町意思疎通支援者派遣申請書（様式第6）により、町長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りではない。

(派遣の決定)

第9条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を速やかに調査し、派遣の可否を決定し、東浦町意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書（様式第7）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、意思疎通支援者の派遣を決定したときは、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、東浦町意思疎通支援者派遣依頼書（様式第8）により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りではない。

(派遣の変更等)

第10条 申請者が派遣内容を変更又は派遣を中止しようとするときは、速やかに東浦町意思疎通支援者派遣変更（中止）申請書（様式第9）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請により派遣内容の変更又は中止を決定したときは、東浦町意思疎通支援者派遣変更（中止）通知書（様式第10）により、申請者に通知するものとする。

(申請者の費用負担)

第11条 意思疎通支援者の派遣に要する費用は無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担するものとする。

(派遣の停止等)

第12条 町長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

(報告等)

第13条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに東浦町意思疎通支援者派遣業務報告書（様式第11）を作成し、町長が指定する日までに町長に提出す

るものとする。

(派遣の報酬等)

第 14 条 町長は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬及び交通費を意思疎通支援者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、第 7 条第 2 項ただし書の規定により、意思疎通支援者の派遣を依頼したときは、その費用を負担するものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

別表 (第 14 条関係)

項目	基準	金額
報酬	1 時間まで	3,000 円
	1 時間を超えた場合 30 分毎	1,500 円
交通費	自宅から意思疎通支援業務を実施する場所までの往復に、公共交通機関を利用した場合	実費
	自宅から意思疎通支援業務を実施する場所までの往復に、自家用車を利用した場合	1 キロメートルにつき 25 円とし、有料駐車場を利用した場合は、実費を加算する。

様式第1（第3条関係）

東浦町意思疎通支援者登録申請書

年 月 日

東浦町長

東浦町意思疎通支援事業実施要綱第3条の規定により、東浦町意思疎通支援者の登録を受けたいので次のとおり申請します。

ふりがな			生年月日	年 月 日			
氏名							
住所	〒 -						
電話番号	( ) -						
携帯電話	( ) -						
F A X	( ) -						
E - m a i l	@						
登録サークル名							
業務内容	手話通訳 ・ 要約筆記（手書き・パソコン）						
意思疎通支援者の資格（※）	手話通訳士 ・ 手話通訳者 ・ 要約筆記者						
手話通訳・要約筆記経験歴							
活動可能な曜日・時間帯	該当するところを○で囲んでください。						
	日	月	火	水	木	金	土
	午前	午前	午前	午前	午前	午前	午前
	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後
	夜間	夜間	夜間	夜間	夜間	夜間	夜間
特記事項							

※資格を証明するものの写しを添付してください。

様式第2（第3条関係）

東浦町意思疎通支援者登録決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のあった東浦町意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の登録については、下記のとおり決定・却下しましたので通知します。

決 定 ・ 却 下		
決定の場合	申請者氏名	
	有効期限	年 月 日まで
却下の場合	却下の理由	

様式第3（第3条関係）

東浦町意思疎通支援者登録台帳

登録番号	東浦町 第 号						
登録年月日	年 月 日						
ふりがな 氏名				生年月日	年 月 日		
住所	〒 -						
電話番号	( ) -						
携帯電話	( ) -						
F A X	( ) -						
E - m a i l	@						
登録サークル名							
業務内容	手話通訳 ・ 要約筆記（手書き・パソコン）						
意思疎通支援者の資格（※）	手話通訳士 ・ 手話通訳者 ・ 要約筆記者						
手話通訳・要約筆記経験歴							
活動可能な曜日・時間帯	日	月	火	水	木	金	土
	午前	午前	午前	午前	午前	午前	午前
	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後
	夜間	夜間	夜間	夜間	夜間	夜間	夜間
報酬費振込口座	銀行 信用金庫 農協				本店 支店 出張所		
	口座番号				口座名義（かな）		
特記事項							
債権者番号							

様式第4（第4条関係）

（表）

		<b>東浦町意思疎通支援者証</b>	
		（手話通訳者・要約筆記者）	
登録番号	東浦町 第	号	写 真
氏 名			
有効期間	年	月 日	
東浦町長			

（裏）

注 意

- 1 意思疎通支援活動の際は、この証票を携帯すること。
- 2 この証票を譲与又は貸与してはならない。
- 3 記載事項に変更が生じたとき又は意思疎通支援者を辞退したときは、この証票を返納すること。
- 4 この証票の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

様式第5（第4条関係）

東浦町意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書

年 月 日

東浦町長

氏 名

次の事由により、東浦町意思疎通支援者証の再交付を申請します。

ふりがな 氏 名	
住 所	〒 -
電 話 番 号	( ) -
申 請 事 由	紛失 ・ 盗難 ・ 毀損
発 生 日 時	年 月 日 ( ) 時 分
発 生 時 の 状 況	
備 考	

様式第6 (第8条関係)

東浦町意思疎通支援者派遣申請書

年 月 日

東浦町長

〒  
住 所  
申請者  
氏 名

次のとおり意思疎通支援者の派遣を申請します。

派遣希望者	住 所	(申請者と同じ場合は、記入不要。異なる場合は記入のこと。) 〒 .....		
	フリガナ		FAX	
	氏 名		電話	
派遣希望日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分			
派 遣 内 容	※具体的に			
派 遣 場 所	※名称、所在地など具体的に			
待合せ場所・時間				
備 考				

様式第7（第9条関係）

東浦町意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のあった意思疎通支援者の派遣については、下記  
のとおり決定・却下しましたので通知します。

申請者	住所	
	氏名	
派遣希望者	氏名	
派遣内容		
派遣日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分	
派遣場所	名称	
	所在地	
意思疎通支援者	名称	
	氏名	
	F A X	
却下理由		

様式第8（第9条関係）

東浦町意思疎通支援者派遣依頼書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長

印

次のとおり意思疎通支援者（手話通訳・要約筆記）の派遣を依頼します。

申請者	氏名	
	FAX・電話	
派遣内容		
派遣日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分	
派遣場所	名称	
	所在地	
備考		

様式第9（第10条関係）

東浦町意思疎通支援者派遣変更(中止)申請書

年 月 日

東浦町長

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け 第 号で決定を受けた意思疎通支援者の派遣について、派遣内容の変更・派遣の中止を申請します。

派遣希望者	住所	(申請者と同じ場合は、記入不要。異なる場合は記入のこと。) 〒 .....		
	フリガナ		FAX	
	氏名		電話	
派遣希望日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分			
派遣内容	※ 具体的に			
派遣場所	※ 名称、所在地など具体的に			
待合せ場所・時間				
備考				

様式第 10 (第 10 条関係)

東浦町意思疎通支援者派遣変更(中止)通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで変更・中止の申請のあった意思疎通支援者の派遣については、下記のとおり派遣内容を変更・派遣を中止しましたので通知します。

記

派遣希望日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分			
派遣内容				
派遣場所				
派遣する 意思疎通支援者	氏名			
	FAX		TEL	
派遣する 意思疎通支援者	氏名			
	FAX		TEL	
派遣する 意思疎通支援者	氏名			
	FAX		TEL	

様式第 11 (第 13 条関係)

意思疎通支援者派遣業務報告書

年 月 日

東浦町長

報告者 住所  
氏 名

次のとおり派遣業務が完了しましたので報告します。

派遣対象者氏名 ( )	意思疎通支援者 氏 名	
	派遣日時	年 月 日
	派遣場所	
派遣対象者氏名 ( )	意思疎通支援者 氏 名	
	派遣日時	
	派遣場所	